三八〇四、字北ノイ子ガクボ三七三七の一、字北黒松畦三四四一、三四四二、字北石スルキ三七七七、字脇差タヲ三七二九、三七三〇、字脇差タヲ北三七三一の一、三七三一の二、三七三二、鎌井田清助字尻ナシ畝一二〇四から一二〇九まで、一二一一、一二一二、一二一四、一二一六、一二一七、一二二〇

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁及び越知町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年七月十一日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

高知県吾川郡いの町勝賀瀬字勝賀瀬山三六〇四の二、三六〇四の一四から三六〇四の四六まで、三六〇四の五二から三六〇四の六四まで、三六〇四の六九から三六〇四の八一まで、三六〇四の九〇から三六〇四の九六まで、三六〇五の二、三六〇五の四、三六〇五の五、三六〇六の一、三六〇六の三、三六〇七の一から三六〇七の四まで、三六一一の七、三六一一の八、三六一一の一五、三六一一の一六

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁及びいの町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年七月十一日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

高知県吾川郡いの町小川新別字坂本二一六七、二一七一から二一七四まで、字小倉川向二〇三七の一、二〇三七の二、二〇三八の一、二〇三八の二、二〇三九の二、二〇四一、二〇四二の一、二〇四二の四から二〇四二の六まで、二〇四四の一、二〇四四の三から二〇四四の六まで、二〇四五の一、二〇四五の三、二〇四五の四、二〇四六から二〇五三まで、二〇五四の一、二〇五六から二〇五八まで、二〇五九の一から二〇五九の三まで、二〇六一の一から二〇六一の四まで、二〇六二、二〇六四の二

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁及びいの町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年七月十一日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

高知県高岡郡越知町佐之国字灰首四五一五、四五一六、四五一九、字祈祷畝三九二九から三九三二まで、字銀平ヶ内四四七一、四四七三、四四七四の一、四四七四の二、四四七五、字穴ノ峠三九六四の一、三九六四の二、三九六五の一、三九六五の二、三九六六の一、三九六六の二、三九六七の一、三九六七の二、三九六八、三九六九、三九七〇の一、三九七〇の二、三九七一の一、三九七一の二、字上エダバ三九七二、三九七三、字上ヌ子ワラビ五〇四八から五〇六一まで、字大迫三九八四、三九八七から三九九〇まで、三九九二、三九九三、三九九八から四〇〇〇まで、字畑頭三九一七、三九一八、字茂冝臼鳴四四七七、四四七九から四四八六まで、字木戸ノ本三九三九、三九四〇、字子ハラビ畝五〇四七の一、五〇四七の二

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁及び越知町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百二十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年七月十一日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

高知県吾川郡いの町上八川上分字ウエトチ九八一四、九八一五、九八一七、九八一八、字エボシ九七一九、字カヅリノ森九六二四、九六二五の一、九六二五の三、字コヲ子ン九八二〇、九八二一、字シノベガタニ九七二四、九七二五、字スゲノクボ九六四九、九六六一、九六六二の一、九六六二の二、九六六三の一、九六六三の二、九六六四、九六六五、九六六八から九六七五まで、九六七八、九六八一、九六八四、字トチダニ九八五八、九八六一から九八六三まで、字ヤゲンザコ九八〇八、九八〇九の一、九八〇九の二、字ヲゴシ九八一一、九八一二、字ヲゴシガモリ九八一三、字岩屋峪九六八五、九六八八、九六九一から九六九四まで、九六九八から九七〇〇まで、九七〇三、九七〇四、九七〇五の一から九七〇五の五まで、字大隅九七一七、九七一八、字樽ノ上九七〇七、九七〇八、九七一〇、九七一三から九七一五まで、字八子ヅリ二八七二

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁及びいの町役場に備え置いて縦覧に供する。）